

5月10日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された案件2件を審査しました。

● 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて ●

平成23年度総社市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会の所管に属する部分

～内容～

市債の確定に伴う補正。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で承認すべきであると決定。

～質疑～

問：災害復旧事業債の主な減額の原因はなにか。

答：起債の対象外であったためである。

議案第44号 工事請負契約締結の変更について

清音神在本線改良(下部工)その2工事

～内容～

平成23年9月21日付けで工事請負契約を締結し施工中であるが、現場地層において、設計掘削土質の変更が必要になるなど、工事費の増額が生じたため、工事請負変更契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5千万円以上であることから、市議会の議決を得ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

～質疑～

問：今回増額分の工事の進捗状況はどうか。

答：平成24年5月10日現在で9割以上の工事を終了している。

問：議会の議決が必要であることの認識はあったのか。

答：工事の進捗に気をとられ、議会への報告が遅れた。申し訳ない。

問：変更内容の中で特に変更額が多額であったのは土質の変更に関わるものだが、事前に行われた地質調査は適正であったのか。

答：橋脚の位置が変わった関係で多少の誤差は生じたが、適正であったと思う。

「議案第44号 工事請負契約締結の変更について」
に対する附帯決議

本委員会において、「議案第44号 工事請負契約締結の変更について」を可決すべきものと決したが、工事の進捗状況等、諸般の状況を考えると追認せざるを得ないと判断したための苦渋の選択の結果である。これは、工事金額が変更になることが明らかになっているのにも関わらず、議会に議案を提出することなく工事を進めた当局に重大な責任がある。議会の議決権を侵害したことは、まことに遺憾と言わざるを得ない。

工事内容の変更についても、ボーリング調査の位置が橋脚の設置位置からずれていたにも関わらず、その結果に基づいて設計していたため、土質の相違が発生し増額となったこと、敷鉄板、樹木の伐採及び処理、掘削土の敷きならしなど、度重なる変更の指示をするなど、当初設計、現場管理、設計変更など工事全般に渡って事務執行上に問題があると思われる。

公共工事の費用は、税金で賄われていることを認識し、最小の経費で最大の効果を上げる努力をするよう求める。

このような事態を招いた当局に対して、本委員会における審査の経過を真摯に受け止め、今後、再びこのようなことが起こらないよう、合わせて、公共工事の事務執行が適正に行われるよう、以下の点に留意し、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

記

1 議会の議決が必要な工事請負契約については、変更が生じることが明らかになった

時点で、速やかに、変更についての議決を得た後に執行すること。

2 事前調査、設計図書の作成や工期の設定にあたっては、中身を十分に精査して入札

に付し、工事内容の安易な変更はしないよう努めること。そして、設計変更する場合

においては、その変更の原因及び負担は誰がすべきかを適切に判断して行うこと。

3 今回の問題は、建設部のみの問題ではなく、当局の事務執行体制の連携不足も否め

ない。工事の事務執行体制及び工事関係規定等を点検して、再発防止に努めること。
以上附帯決議する。

平成24年5月10日

建設消防委員会